

新型コロナウイルス感染症に備えて





新型コロナウイルスに関する総合相談窓口

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、高齢者や基礎疾患などがある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合はご連絡ください。これ以外にも比較的軽い風邪の症状が続く場合もご相談ください。 聞設時間: 9時~17時30分

	т					
保健所名	電話番号	開設日	FAX番号	管轄		
西彼保健所	095-856-5059	平 日	095-857-6663	西海市、長与町、時津町		
県央保健所	0957-26-3306	平日	0957-26-9870	諫早市、大村市、東彼杵町 川棚町、波佐見町		
県南保健所	0957-62-3289	平日	0957-64-6520	島原市、雲仙市、南島原市		
県北保健所	0950-57-3933	平 日	0950-57-3666	平戸市、松浦市、佐々町		
五島保健所	0959-72-3125	平 日	0959-72-7761	五島市		
上五島保健所	0959-42-1121	平 日	0959-42-1124	新上五島町、小値賀町		
壱岐保健所	0920-47-0260	平日	0920-47-6357	壱岐市		
対馬保健所	0920-52-0166	平 日	0920-52-7403	対馬市		
長崎市保健所	095-801-1712	平日、土·日·祝日	095-829-1221	長崎市		
佐世保市保健所	0956-25-9809	平日、土·日·祝日	0956-24-1346	佐世保市		
長崎県相談センター	070-4223-4371 070-2667-3211	土·日·祝日	095-895-2570	長崎市、佐世保市を除く 県内		

電話での相談が難しい方は、ファクシミリ相談票をウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。 また、厚生労働省の相談窓口(FAX03-3595-2756、メールcorona-2020@mhlw.go.jp)も利用できます。

長崎県 新型コロナ 検索

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されないことです。公的機関の提供する正確な情報を入手し、正しい情報に基づいた冷静な対応と行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめなどの被害に遭われ、人権侵犯事件として救済措置を希望する場合は、まずは法務省の「みんなの人権110番」にご相談ください。

【相談窓口】「みんなの人権110番」(最寄りの法務局・地方法務局につながります)

☎0570-003-110 平日8時30分~17時15分

買物をする際のお願い

国内の食料品や生活必需品は、在庫も供給力も十分あります。買いだめ、買い急ぎを行う必要はありません。必要な分だけを買い、冷静な行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いのが特徴です。感染しても軽症で済む例や治る例もありますが、季節性インフルエンザと比べ、重症化のリスクが高いと考えられ、重症化による肺炎で死亡する例も発生しています。特に重症化する可能性が高い高齢の方や基礎疾患などのある方は十分な注意が必要です。

どうやって感染するの?

飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と 一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイ ルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面の例

屋内などでお互いの距離が十分に確保できない 状況で一定時間を過ごす時など

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。 ※感染場所の例

電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーター の手すり、スイッチなど

予防方法は?

こまめに手を洗いましょう!

自分の手にもウイルスが付着している可能 性がありますので、外出先からの帰宅時や食 事前などこまめに手洗いを行いましょう。

2 咳エチケットを心がけましょう!

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえる「咳エチケット」を徹底しましょう。

③「三密」を避けましょう!

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

事洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外して起きましょう 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。 指先・爪の間を念入りにこすります。 指の間を洗います。 指の間を洗います。 親指と手のひらをねじり洗いします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

③「三密」を避けましょう

の換気の悪い密閉空間

②多数が集まる 密集場所

❸間近で会話や 発声をする 変接場面



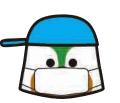




新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが 重要です。日頃の生活の中での3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



新型コロナウイルス感染症の影響 から生活を守る支援策のお知らせ



事業者の皆さんへ

緊急資金繰り支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者の方向けに、 県内の金融機関において緊急資金繰り支援資金を取り扱っています。

問合せ 融資申込や返済に関すること: 県制度融資取扱金融機関制度に関すること: 県の経営支援課 ☎095-895-2651

最新の情報はウェブサイトでご確認いただけます。 長崎県 中小企業向け融資制度 検索

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休ませるなど雇用を維持する企業に休業手当、 賃金などの一部または全部を国が支援します(上限あり)。今年4月1日から6月30日までの間に実施した休業については、下記の特例措置を実施しています。5月1日以降、特別措置がさらに拡充していますので、詳しくは厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

●助成率の引き上げ

中小企業4/5(通常は2/3)、大企業 2/3(通常は1/2) ※解雇などを行なわない場合は中小企業9/10、大企業3/4

●雇用保険被保険者以外の労働者などの休業手当も対象

問合せ 長崎労働局職業対策課 ☎095-801-0042 雇用調整助成金 特例措置 検索

長崎県緊急雇用維持助成金

県では、上記の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた**中小企業**を対象に上乗せ助成を実施しています。 ※大企業は対象外

限 度 額

1事業所あたり100万円

助成率

	国の助成率	県の助成率	事業主負担
3月31日までの休業	2/3(20/30)	7/30	3/30
4月1日から6月30日 までの休業	4/5(8/10)	1/10	1/10
4月1日から6月30日 までの休業 (解雇などを行なわない場合)	9/10(18/20)	1/20	1/20

問合せ 県の雇用労働政策課 ☎095-895-2714

長崎県緊急雇用維持助成金 検索

最新の情報は県公式ウェブサイトでご確認ください。 長崎県 新型コロナ 検索

個人向け緊急小口資金などの特例貸付

個人の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで一時的に資金が必要となったり、生活の維持が困難になった世帯を対象に、無利子の特例貸付を実施しています。詳しくはお住まいの市町の社会福祉協議会などへお問い合わせください。

長崎県 個人向け 緊急小口資金 検索

住まいへの支援

住居確保給付金

休業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれのある困窮者の方に対して、住宅費を支給する 制度があります(収入・資産などの要件あり)。詳しくはお問い合わせください。

問合せ お住まいの市町の自立相談支援機関窓口 長崎県 自立相談支援機関窓口 検索

県営住宅の家賃減免

県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく低下した方は、家賃を 減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 県の住宅課 ☎095-894-3102



詐欺・悪質商法にご注意!!

- ●給付金などについて、県や市町などがATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。
- ●マスクなど身に覚えのない商品が届いたら相談してください。

おかしいと思ったら、消費者ホットライン188(局番なし)へお電話ください。

労働相談窓□

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇などを含むさまざまな労働に関する相談 について、労働者と事業主どちらからも無料で受け付けています。

- ●長崎労働相談情報センター(県庁内)
- ●佐世保労働相談情報センター(県北振興局内)

☎0120-783-258 または **☎**0120-783-369

電話および面談による相談 平日9時~17時

※佐世保労働相談情報センターの面談は水曜日10時~17時のみ

弁護士による特別労働相談 毎月第4水曜 13時30分~15時30分(祝日を除く) ※事前予約が必要

問合せ 県の雇用労働政策課 ☎095-895-2714 長崎労働相談情報センター 検索